

第116回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年4月24日（月）10:00～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、伊藤 恵子、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、成田 礼子

【審議協力者】

東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：中村課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長：赤坂室長ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形統計審査官、大村企画官ほか

4 議 題 経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について

5 議事録

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 まず、冒頭、事務局の方からお知らせいたします。ハウリングしてしまうおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオンオフの操作は、画面下、一番左のマイクマークのアイコンをクリックで行います。このマイクマークに斜線が入っていれば、マイクオフの状態です。よろしくお願いいたします。

また、会議後に速記の方が議事録を作成される便宜もございますので、御発言いただく際には、恐縮ですが、お名前をおっしゃってから御発言ください。ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらいといった不具合がございましたら、遠慮なくお知らせください。

なお、本日は機材の関係で、こちらの会議室のカメラ映像は映しておりません。あらかじめ御了承ください。

それでは、皆様おそろいの方ですので、菅部会長、よろしくお願いいたします。

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第116回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。本日は、私と松村委員以外の皆様は、ウェブで参加いただいております。

本日は、4月7日の部会に引き続き、経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について、2回目の審議を行います。

前回の部会では、経済センサス - 基礎調査の「(4) 調査方法の変更」までを審議しましたので、本日は、審査メモの「(5) 調査事項の変更」から御審議いただきます。

なお、本日の審議は12時までを予定しておりますので、効率的な議事進行への御協力をお願いします。

それでは、資料2の審査メモに沿って、個別事項の審議に入りたいと思います。

まず、審査メモ8ページ、「(5) 調査事項の変更」について、事務局から審査状況の説明をお願いします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。資料2の8ページから、よろしくお願いたします。

申請内容①ですが、令和6年の基礎調査の調査事項は、表3のとおりということでございます。詳細はここでは割愛しますが、委員の皆様には参考としまして調査票も併せて送付させていただいておりますので、そちらも御覧になりながら御検討いただければと思っております。

②に移りますが、今回、甲調査につきましては、前回は1回限りということしたので、新設扱いということになります。令和元年の基礎調査からの変更点ということで、以下のとおりとなっております。

まず、甲調査の1つ目の・(ポツ) ですが、従業者数に関する調査事項を縮減ということ、これまで10項目程度、かなり細かく把握しておりましたが、今回は従業者数の合計と常用雇用者数の2項目のみに削減するということになってございます。

次に、9ページに移りまして、活動状態に関する調査事項を削除します。

それから3つ目の・(ポツ) が、事業所の主な事業の内容のうち、「事業の業態」欄を削除してございます。

事業所の開設時期につきましては、年月まで記入する方式から、調査年か調査年以前かを選択するような方式へ変更されております。

経営組織に関する選択肢につきましては、「個人経営（雇用者なし）」を追加したということでございます。

それから、乙調査につきましては、先ほどの甲調査と同様、職員数に関する調査事項は削減しているというところ。

また、管理・運営を委託している事業所に関する事項の削除という状況でございます。

③でございますが、令和6年基礎調査と同時期に実施を予定している経済構造実態調査及び個人企業経済調査と重複する調査対象については、調査事項が重複する設問について、回答欄に「*」をプレプリントすることによって回答不要にする。そして、経済構造実態調査、それから個人企業経済調査の方から重複部分についてはデータ移送を行うという計画でございます。

審査状況に移りますが、令和元年基礎調査からの変更点につきまして、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と考えておりますが、利活用の観点から支障がないかを確認する必要があるかと考えております。

また、イの部分でございますが、経済構造実態調査、個人企業経済調査と重複する調査対象に対して、回答負担を軽減するための方策が適切か、確認する必要があるかと考えております。

論点でございますが、まず a としまして、調査票において、削除を予定している設問について、そもそもどのような目的で把握していたのか、削除することによる利活用上の支障はないのかという部分。

それから、b につきましては、経済構造実態調査及び個人企業経済調査の回答内容からデータ移送の対象となるのは、どの調査事項かという部分。

それから、c としましては、乙調査票において、職員数及び主な事業の内容について把握するのは、新規に把握した事業所のみとなっております。これは、もともとこの調査では、事業所の名称と所在地と活動状態、それから新設事業所に関しては、職員数と主な事業内容を把握するということになっておりますが、既存の事業所につきましては、これら職員数とか事業内容については調査事項になっていないということで、情報が更新されないということになります。利活用上の支障はないのかという部分についても併せて確認させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について、調査実施者から回答をお願いします。

○中村総務省統計局経済統計課長 調査実施者から回答させていただきます。資料3の9ページを御覧いただければと思います。

まず、論点に対する回答の①、削除等を予定している設問についてということでございます。論点のところでは「削除を予定している」とありますが、「削除」だけではなくて、もう少し幅広に変更点について紹介させていただきます。

まず1点目は、従業者数欄の従業上の地位別の区分数の縮減ということで、ここの図にございますとおり、令和元年調査につきましては、従業上の地位別ということで、かなり細かい区分で従業者の内訳を調査するという形でしたが、令和6年調査につきましては、従業者の総数と、その内数としての常用雇用者数、この2項目のみとさせていただければと考えてございます。

この調査事項につきましては、平成21年に経済センサス - 基礎調査を開始して以来、かなり細かい区分で把握していたものではございますが、今、この基礎調査の主な目的は、母集団名簿としての活用といったところが考えられます。事業所母集団データベースの年次フレームの利用申請を確認してみますと、その多くが「従業者総数」と「常用雇用者数」の2項目となっております。ですので、基礎調査の方では、報告者負担の軽減、それから業務効率化等を考慮しまして、区分数の縮減で2項目のみの把握とさせていただきたいと考えてございます。括弧書きでございますが、乙調査の「職員数」についても同様に細かい把握から2項目の把握と変更させていただきたいと考えてございます。

なお書きのところでございますが、基準年の活動調査におきましては、引き続き従業上の地位別に細かい把握をしてございまして、利活用上、特段の支障はないものと考えてございます。

次に、その下、活動状態欄の削除でございます。まず、活動状態欄は、令和元年調査で「事業所の活動状態」ということで、活動中か休業中か廃業かといったところを調査票の中で確認させていただくということでございましたが、前回調査（令和元年基礎調査）の主な目的が、法人番号公表サイトから追加した新規把握事業所の活動状態を明らかにするという調査票の中にこの設問を設けていたということでございます。今回の基礎調査では、最新のデータベースの情報を母集団としまして、既存の事業所に対しても調査票を配布するというので、この調査事項をこのような形で把握するという必要性はないのではないかとということで、この欄は削除させていただきたく、前々回の平成26年基礎調査と同じ形に戻したいということでございます。

次に、事業所の開設時期の記入方式の変更ということでございまして、ここも図にございますとおり、令和元年調査におきましては、事業所の開設時期を何年の何月というところまでかなり細かく把握していたものでございますが、令和6年調査におきましては、「令和 年以前」と「令和 年」、ここでは年数が入ってございませませんが、具体的に令和6年調査の場合ですと、「令和5年以前」と「令和6年」という形にさせていただきたいと考えてございます。

この項目につきましては、経済センサス - 基礎調査の前身である事業所・企業統計調査の時代からこのような形で、結果利用の充実を図るためということで設けられていたものでございます。ただし、前回の部会で、上記（3）において回答させていただいておりますが、今回の調査対象名簿は、令和3年活動調査の結果プラス令和4年・5年の経済構造実態調査や照会業務の結果等の最新の情報を反映させているということで、令和5年6月1日までに開設した事業所については、既に開設時期の情報については把握できているものと考えています。

一方で、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に開設した事業所の開設時期について新たに把握する必要があると考えてございますが、負担軽減の観点も考慮しまして、「開設年に限って把握する」ということにさせていただいたということでございます。

なお、経済センサス - 活動調査、それから経済構造実態調査におきましても「開設月」までは把握していなくて、「開設年」というところまでの把握としてございますので、基礎調査もそれと同様ということで、特段の支障はないのではないかと考えてございます。

あと、その下の「そのほか」というところで、管理・運営を委託している事業所に関する調査事項というのが調査票乙の方に入っております。これは※1にございますとおり、指定管理者制度というものを念頭に置きまして、管理を委託されている民営事業所が甲調査の把握漏れとなることを防ぐことを想定して設定していた調査事項でございまして、特に集計事項ということではないというもの。それから、業態欄というものがございまして、業態欄というところも、「主な事業の内容」の産業分類格付のときの審査の補助情報と

いうことで設けられていて、そこも集計事項ではありませんということで、この辺りにつきましても、既に活動調査や経済構造実態調査においても設けられておらず、特段支障は生じていないということで、基礎調査においても負担軽減のために削除するということがございます。

審査メモにはないのですが、御参考としてお配りしている調査票の新旧比較表のうち、「経営組織の選択肢の追加」というのが今表示されていると思います。ここも追加で簡単に紹介させていただきますと、今回の基礎調査は、雇用者がいない個人経営の事業所については対象外ということにさせていただいているということなのでございますが、調査対象名簿が確定した後にその雇用者の有無に変更があった事業所、つまり「雇用者あり」として名簿に入っていて、実際に調査票を送った後に実は雇用者がいなくなったというケースがあるかと思っておりますので、そのようなところに配慮して、「雇用者なし」の選択肢というものを1個設けまして、そこはもう調査対象ではないということで、記入は終わりですという形の選択肢を追加させていただきたいと考えてございます。これが論点aに対する回答になります。

資料3に戻っていただきまして、論点bの回答、②調査事項の重複等についてというところでございます。今回の経済センサス - 基礎調査は6月1日時点で実施するわけですが、同じ時期に経済構造実態調査や個人企業経済調査、年次の調査を実施いたします。この表にある事項につきましては、この2つの調査と基礎調査で重複する項目ということになってございます。ですので、そのような項目につきましては、基礎調査の方では調査票での回答は不要としまして、それぞれの調査で把握した回答内容について基礎調査の側にデータを移送するということが報告者負担の軽減を図りたいと考えてございます。

あとは、次の11ページの一番上の③、論点cということで、乙調査の把握範囲についてでございます。この基礎調査の乙調査につきましては、公営事業所を対象とする調査ということで、こちらは令和元年以降毎年実施してございます。令和3年の経済センサス - 活動調査のときには、既存の事業所も含めて全ての公営事業所の基本的事項を把握したところでございます。乙調査の対象となる公営事業所というものでございますが、こちらは民営事業所と異なりまして、職員数や主な事業の内容ではそれほど大きく変更が生じるような可能性はかなり低いということで、地方公共団体に実査をお願いしていますが、その負担軽減のために、基準年、活動調査の年におきましては、既存事業所も含めて全ての公営事業所の調査事項を調査するということが、中間年においては新設事業所のみを把握ということで特段の支障はないのではないかと考えてございます。

説明は以上となります。

○**菅部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。委員の皆様方、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

松村委員、よろしくお願ひいたします。

○**松村委員** 御説明ありがとうございます。今回、回答が重複する設問については「*」をプレプリントするなどいろいろ配慮されていて、報告者負担の軽減という観点からは適切だと思っております。

また、雇用区分についても、利用状況など客観的な事実に基づいて判断されたということと、大変適切と思っております。

これはただ今議論している基礎調査に関することだけではないですが、調査項目のスクラップ・アンド・ビルド、特にスクラップするときの透明性という意味で、今後、何らかの基準みたいなものがあると非常に良いのではと思った次第です。恣意的に改廃していると思われるのも良くないですし、例えば一定の利用率以下になった場合に議論の俎上に載せ、利用状況を精査して考えるという方向に、今後発展していくと良いなと思った次第です。

1点、質問ですが、先ほど調査票の新旧比較表のところ、2ページ目の開設時期の「新」の年数が空欄になっているのは、自分で記入するのか。それとも、事前にプレプリントされるのでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、まず今の年数のところですが、これは、今回以降の基礎調査は継続的に5年に1回実施するというので、ここは空欄になってございますが、令和6年調査につきましては、令和5年以前と令和6年という形で、こちらの方で、プレプリントというか、元々数字を入れたもので調査を実施するというのでございます。

○松村委員 ついこの間、経済産業省企業活動調査の調査票回答フローが誤っていた話があったと思いますが、せっかくこうして資料原本を出しているのに、プレプリントした形で出させていただいた方が、チェックという意味では、その経済産業省の議論を受けた形にもなるのかと思いました。これが万が一このまま空欄で出ていくと、結局企業活動調査の議論が活きなかったことになってしまうと感じた次第です。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。これは、当然入るものなのですが、様式上、5年に1回の調査だからということで、ずっと使えるようにというだけで、今は空欄になっていますが、我々としても当然認識はしております。

○松村委員 ではその下辺りに、例えば今回調査に関してはこうなりますというものを入れたら良いのではないのでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 分かりました。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官 これはたまたま、総務大臣が承認する様式が、今後の汎用性があるように、空欄のまま承認するという形を引用しているだけなので、そこをもう少し分かりやすくすることはより議論に資するかなと思いますので、御指摘を踏まえ、今後も分かりやすい形での資料の提供を検討していきたいと思っております。

○菅部会長 松村委員、よろしいですか。

○松村委員 ありがとうございます。様式ということは分かるのですが、この間の企業活動調査の議論においても、我々委員がどれだけ見付けられるか分かりませんが、少しはそういう発見に資するのではないのかという議論がありましたので、それを意識した対応があっても良いのかなと思っております。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。今、一定の基準という話もなさっていましたが、海外だと、利用率と品質を見て、アメリカのセンサス局だと、品質を満たさないと容赦なく切るのですよね。だから、そういう議論はあっても良いのかなという気はします。それについては、少しここの範囲を超えるので、そのような別のところで議論するべきだとは思いますが、

それでは、お手を挙げていらっしゃる委員がいらっしゃいます。確か小西臨時委員の方が先に手を挙げられたので、小西臨時委員、よろしく願いいたします。

○小西臨時委員 おはようございます。活動状態の項目について質問します。今回この項目の削除を予定しているということですが、この項目の削除理由が客体負担の軽減という点に疑問があります。この項目自体は非常にシンプルなので、削除することによってどれぐらい調査実施者が楽になったり、報告者負担が減るのかなというのが疑問です。名簿整備の際には、どんな情報源を使おうとも必ず、参入、退出、休業のタイミングは、実際の状態との間にラグが生じます。事業所の活動状態は調査票を受け取った日、開封した日、回答する日で変わる場合もありますし、法人番号公表サイトの更新と実際のラグもあります。この様な実際の活動状態と調査法や情報源との間のずれを修正するために、この項目があることによって、事業所自身の回答時点での認識を調査することができます。加えて、この項目は、活動状態によって以降のどの項目を答えるかの誘導もありますので、客体がどこに回答すればよいかの判断も助けます。

この項目を削除したとしても、調査の手引きには廃業や休業の場合は、調査票を返送しなくて良いですよと書いてあるかもしれないのですが、手引きを机の横でじっくり見て回答するというのも大変だと思います。ですので、令和元年に採用されたこの項目は客体の回答をスムーズにするためにも生かしておくのがよいと思います。また、名簿整備の観点からも、実施者が活動状態を審査するときも、法人番号公表サイト使用に加えてこの項目による状態把握もできると思いますし、総合的に考えて次回調査にも含むのが望ましいと思います。この項目の回答様式は非常にシンプルですし、客体負担が理由というのは違和感があります。それこそ、前回のご説明であったナッジの様なものだと捉えられます。この項目は回答をスムーズにさせるナッジのようなものだけだと思っただけであれば、これにより回答率が上がったとか、スムーズにどこまで答えれば良いのかということ判断する時間を減らすということも報告者負担の軽減になると思うので、その観点からもある程度よいのではないかなと感じました。

以上です。

○菅部会長 これに対する御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 御質問ありがとうございます。この活動状態欄につきましては、先ほど説明いたしましたように、令和元年調査では、法人番号のサイトから160万法人追加して、その存否、活動状態を確実に把握するためということで、調査事項としてこれを設定したというものでございますが、今回の調査は、あらかじめいろいろな過去の統計調査等の結果、それから行政記録情報といったものを反映した名簿を基に調査を実

施しまして、調査票が返ってくれば、基本的にはそれは活動中ということは判断できるのかなということで、統計局が今、経済構造実態調査や、他の企業・事業所を対象とした郵送・オンライン調査を実施していますけれども、活動状態欄は特段そこでも設けていませんが、支障は特にないのかなということ。

それから、廃業につきましては、事前依頼の段階ではがきを送付しまして、そのような中での把握等をするということで、その名簿整理の観点からもその辺りは問題ないのかなということで、廃業の申出があった場合には、民間事業者の方で廃業の時期とか合併・分割による消滅とか、細かいことを確認していただいた上で処理することを想定しております。廃業の受付等は、ホームページの方にも受付フォームというものを作って、その中で受付をするとか、あとは電話で受け付けるとか、そのような形で廃業については適切に把握していきたいというところがございます。

それから休業についてなのですが、休業について調査報告者にその記入を委ねるということは、休業の定義を恣意的に判断されるリスクがあって、調査員調査を実施している場合には、調査員が現地を確認する中で、店舗の貼り紙など、いろいろな形で確認しているわけですが、なかなかそこを報告者に報告を委ねるというのも難しいところがあるかなということで、調査事項としては削除したいと考えております。

○**菅部会長** 小西臨時委員、いかがでしょうか。今の御回答でよろしいでしょうか。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。調査票が回答されて提出されたら、存続していると識別するということなのですか。

○**中村総務省統計局経済統計課長** 基本的には、そういうことになります。

○**小西臨時委員** それは怖くないですか。調査票が戻ってこないのは、廃業していて戻ってこないのと、存続しているけれど回答しなかった事業所、そもそも調査票が不達や正しく届かなかったが混ざっていると思います。活動状態の項目がないことにより、調査票が回答され戻ってきたら存続、戻らなかったら廃業というのは、名簿整備の観点から十分なのかと疑問が残ります。そのための事前調査もあるとのことですが、はがきは小さいのでそれこそ他の郵便物に紛れて気づかれなかったり、落ちてしまったりするので十分だとは言えないと思います。はがきが戻ってきたら廃業または住所が正しくない、戻って来なかったら存続だとすることより、程度の問題ですが調査票の封筒ははがきよりは大きいので、正しい住所に届けば客体に認識される可能性が高いと思います。ですので、調査票に活動状態を問うこの項目を入れておくことに意味があると思います。

休業と答えることで回答を恣意的に避けたり、恣意性があるご心配についてですが、休業の調査結果だけは、留保すればよいのではと思います。その上で存続と廃業の情報は名簿整備に使用するとよいと思います。そもそも、悪意を持って、答えたくないから「休業中」に丸をするような人がいたとしたら、仮に「活動中」に丸をしたとしても真面目に答えるとも思えません。この項目は、折角令和元年から採用されたわけですし、利便性しかない気がします。ですので、積極的にこの項目を落とすのがまだ少し私は理解があまりできていないです。

以上です。

○菅部会長 おそらくこれは、調査側が設定した調査事項なのだけれども、あまり使えなかったのだろう。つまり、廃業した者が回答するわけがなく、休業している人も回答するわけがないので、開業している人しか回答しないから、あまり使える調査事項ではなかったのだろうと。ただし、前回の調査のときは法人番号公表サイトを使う事情があって、調査事項を設定したのだろうとは思っています。

ただ、使ってみたらあまりうまくいかなかったというのが本音なのだろうとは思っていますけれども、さすがにそれは言えないのだろうという気もするので、おそらく、小西臨時委員、多分これは役に立たなかったのだろうとは……。実際、これを今見てみると、難しいですね。つまり、廃業している人に「廃業した」と答えろということは。要するに、廃業していても、そこに何か事務所があるといった感じのところはあるのかという話になってしまうので、個人営業で経営しているところで家と一緒にいたらあり得るけれども、少し考えにくいので、おそらくそういう話だったのだろうと思われそうですが、あまり確定的なことは言えないのですけれども。

それでは次に、伊藤委員、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。大まかには賛成なのですが、今、小西臨時委員が御指摘になった点と、少しもう1点コメントさせていただきたいと思います。

この休業とか廃業のところですけども、確かに、なかなか調査しづらいという面があったり、今、菅部会長もおっしゃったように、結局この質問項目があってもなかなか使えない可能性も高いのですが、休業や廃業を把握することは非常に重要だと思います。ですので、何らかのより良い方法がないのかと思います。少なくとも、調査を委託している会社の方でフォローアップというか、もし調査票が返ってこなかった場合に、どういう状況なのかというのを少しきめ細かにフォローして状況を確認していただくということが重要だろうというのが1点目です。

また、この調査項目があってもあまり回答が集まらなかった可能性というのも高いと思うのですが、逆にこの質問があったとしてもそれほど回答負担にはならないという気もして、わざわざ削除してもあまり負担軽減にもならないとも思います。この調査項目がどれぐらい有効で、どれぐらい有効でないのかということをもう少し検討できないのかというのが、今のお話を聞いていた感想です。

あともう1点は、乙調査で新設事業所のみ把握するということで、既存の事業所を含む公営事業所に関しては今回調査しないというお話だったと思うのですが、その理由として「乙調査の対象となる公営事業所は、甲調査の対象である民営事業所とは異なり、職員数や主な事業の内容が大きく変更が生じる可能性が低く」とあるのですけれども、調査しない根拠として少し弱いのではないかと思います。本当に公営事業所は職員数や事業の内容はあまり変わらないのかもしれませんが、閉鎖したりとか、それなりに変化はあるのではないかと思います。民営事業所とは違って、職員数や事業の内容は大きく変更が生じる可能性が低いからと言ってしまっても良いのでしょうかというのがご質問です。

私自身はあまり公営事業所の研究はしていませんけれども、もしかして財政や公共サービスを研究されているようなユーザーにとっては結構重要な情報かもしれなくて、これ

は少し検討した方が良いと思いますし、どのような検討をされたのかというところを教えてくださいいただければと思います。

以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

それでは、実施者の方から御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず1点目の休業・廃業のところでございますが、調査の実務上難しい点は、今まで調査員調査を行っていたところ、今回の基礎調査からは、全面的に民間委託をして、オンライン・郵送をベースに調査を行うということになります。調査員調査におきましては、調査員が現地で実地に確認する中で、休業や廃業の確認は実際に見て確認ができるということになると思います。

一方で、郵送とかオンラインですと、どうしても限界はあって、そのような形での確認はなかなか難しいなというのがまずあります。

一方で、調査事項としてこれを書いていただくということになりますと、先ほど少し菅部会長の方からございましたとおり、実際に「廃業」や「休業中」というのを報告者の方に記載いただくというところのハードルは非常に高いというところがございまして、なかなか調査事項としてここを把握するということが難しいという点、御理解いただければと思います。

それから、乙調査の話が論点として今回挙げられていたので、我々としては説明をしたわけですが、事実関係から申しますと、乙調査の把握範囲が今のような形になっていることについては、令和元年から毎年この形で把握しておりまして、特段それで支障は生じていない。なので、今回の変更点として、この把握範囲を変更するというものではないというところがございますので、その点を説明させていただきます。

以上です。

○菅部会長 伊藤委員、今の御回答でよろしいでしょうか。

○伊藤委員 すみません。これは、令和元年以降、新設事業所しか把握していないということでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 おっしゃるとおりです。むしろ、それまで把握していなかったのです。全く把握していなかったところ、きちんと毎年、最低限、新設の部分については把握しましょうといったところで、追加して毎年調査をするようになったというのが背景でございます。

○伊藤委員 この論点としては、新設だけではなくて既存も調査した方が良いのではないかという話だったわけではないのですかね。すみません、少し私の理解が……。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 事務局ですけれども、職員数及び主な事業の内容について既存の事業所の方で調査事項となっていないということに関しては、利活用上の支障がないのかどうか。もちろん職員数などが変動する頻度が少ないということであれば、報告者に負担をかけるという話にもなりますので、そこは事務局としてもそのような方向であれば問題ないのかなと思っておりますけれども、改めて委員の皆様方から御意見をいただければと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。今まで特段どこかから調べてくれと言われたことはないということなのかもしれませんが、どうなのですかね。市町村合併したり、だんだん公務員の数も減ってきて、いろいろと業務に支障があって閉鎖したりする事業所もあるのではないかと思います。誰からも何も言われていないから調査しないというのでよろしいのかとも思います。地方公共団体の事業所であれば多分役所である程度の記録を持っているのだと思うので、何らかの方法でその公営事業所の活動状況を把握して、例えば母集団データベースの方にそれなりに高い頻度で反映ができるという状況であるのであれば、わざわざここで調査を新たに受けなくても良いのかもしれないのですけれども、どういう状況なのでしょう。

○中村総務省統計局経済統計課長 補足で説明させていただきます。

資料2の審査メモの8ページ目に「表3 令和6年基礎調査の調査事項」というものがございます。この下の方が乙調査になってございまして、既存の事業所と新規に把握した事業所がございまして、既存の事業所につきましても、活動状態についてはきちんと確認は取るという形で実施してございまして、職員数とか事業内容、このようなどころについては新規に把握した事業所のみということで、既存の事業所については何もしていないというわけではないというところだけ御理解いただければと思います。活動しているかどうかということは確認します。

○伊藤委員 承知しました。

すみません。先ほどの1点目の休業・廃業のところ、オンライン・郵送調査になるので、なかなか現地に行って確認が難しいというお話があったのですけれども、例えば調査票が返ってこなかった場合も、「もうそれは休業か廃業だ」と言ってしまうというのも少し乱暴な気もしまして、例えば電話とか、少しフォローをするように注意していただくということはできるのでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 おっしゃるとおりでして、返ってこなかった、そのことをもって廃業とか休業とかという判断をするわけではなくて、基本的には、まず御回答いただけるように、できるだけ回答をお願いするというところで、当然、電話等においていろいろ確認する中で中身の確認をさせていただくということで、丁寧に実施していくことを想定しております。

○菅部会長 よろしいでしょうか、それで。

○伊藤委員 はい、承知しました。

○菅部会長 1点付け加えると、これは母集団名簿整備のための調査ですね。そうすると、厳密な人数が必要なのではなくて、層化できれば良いのです。例えば1,000人以上とか、500人から1,000人とかで、どちらかという分析目的というよりは、母集団名簿になると、はっきり言ってしまうと、大体の人数が分かれば良くて、それが階層を動くような大きなものがあればそれは確かに重要なものだけれども、それが要するに従業者数の区分別を超える大きなものはまずないだろうという、多分そういう話なのだろうと思います。そうすると、これで良いのではないかと思います。

それで、小西臨時委員がまだ挙手されておりますが、小西臨時委員、追加でございます

か。

○小西臨時委員 ありがとうございます。先ほど菅部会長に御説明と伊藤委員、皆様とのやり取りの中で、もう一つ質問したいです。令和元年調査では、調査員の目での確認、活動状態の項目と、法人番号公表サイトでも確認するという3段階がありました。一方、令和6年調査では、調査方法が変更され、調査員調査から委託業者になることにより、訪問による目での確認がなくなり、調査項目も削除予定で、法人番号公表サイト情報のみで存続、新規、廃業を確認していくと理解しました。せっかく令和元年調査でこの項目により活動状態を調査しているわけですから、廃業と回答した企業は当時法人番号サイトでも廃業となっていたかどうか、という検証はされたのでしょうか。その上でこの項目が機能しなかったということでしょうか。もし検証を既にされていたのであれば、どのような結果だったか、教えていただければ幸いです。

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、確認できておりませんが、そこまで検証は前回していないのかなというところですが、この廃業の部分は実際なかなか難しい面があって、実査で結局どこまでどのような形で把握するのが良いのかというところで、我々としては、できる限りのやり方で、電話なり受付フォームなりを設けるところで行っていきたいとは思っているのですが、現時点でデータはございません。

○菅部会長 それで私も少し質問があるのだけれども、売上ゼロでも活動中なのですね。

○中村総務省統計局経済統計課長 はい。

○菅部会長 活動中か休業か廃業という識別は難しいところがあって、特に休業と廃業の境目はよく分からないところが結構ある。多くの国では復活すると休業とすることもあるなど、これは少し研究してからでしょうね。この調査事項のままだと少し曖昧なので、使い道がないような感じは私、部会長としては思います。だから、今、小西臨時委員が御指摘なさったように、研究した方が良いとは思いますが、本物を使うことはあまり意味がないとは私も思うので、私自身としては、これを残すことは、これはあまり意味がないと思うのですけれども、少し研究なさるといことは考えてもよろしいのではないかなと思います。

少しすみません、成田臨時委員が挙手なさっていらっしゃいますので、成田臨時委員の方からよろしく願いいたします。

○成田臨時委員 何か今、廃業の方が話題になっているので、もし青色申告を申告しているところは、廃業したら廃業届を出しているはずなので、税務署の方から情報が取れると思います。いかがでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 おっしゃるとおりだと思いますが、なかなか、税務署の方から統計調査の方に情報を頂くというのが非常にハードルが高くて、無邪気に「下さい」と言ってもらえるものではないというところがございます。

○成田臨時委員 そうなのですね。分かりました。

○菅部会長 あと、今の件は大変面白くて、確か廃業届が出ていないのですよね。要するに夜逃げのケースがあって、物すごく小規模な事業者ですけれども、夜逃げのケースはもう廃業届どころではないので、出ていないのです。

では、今、調査事項に関しては、一通り議論が尽くされたと思います。少しいろいろと意見がありましたけれども、方向性に関しては御了解いただけたものと認識しています。確かにこの活動状態についてはいろいろと議論があったけれども、これは今後、御研究、御検討なさっていただいて、将来に向けてあるべき姿を御検討いただくということによろしいのではないかなと思います。

また、松村委員からは、この記述が少し分かりづらいということがありましたので、それについては御配慮いただけたらと思います。

それでは、こういう形で整理させていただけたらと思います。

それでは、少し時間がありますので、次に審査メモ9ページ、(6)報告を求める期間の変更について、事務局から審査状況の御説明をよろしく願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、資料2の9ページを御覧ください。報告を求める期間の変更というところでございます。

申請内容につきまして、まず①としましては、甲調査の調査周期につきまして、前回令和元年基礎調査では1回限りの申請としておりましたが、今回の令和6年度以降の調査につきましては5年周期で今後実施していくという変更でございます。

それから②としまして、甲調査の実施期間につきましては、前回令和元年基礎調査では令和元年6月1日から令和2年3月31日までの10か月をかけたということでしたが、今回は令和6年6月1日を期日としまして、令和6年5月上旬から7月下旬に実施するということになってございます。

次のページでございますが、審査状況は、継続的な実施の必要性につきましては、既に前回の部会で議論させていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。

この部分でございますけれども、前回、10か月をかけたローリング調査形式ということでしたが、今回の基礎調査では、調査員調査は行わずに、オンライン、それから郵送調査とするために、これは前々回平成26年と同様でございますが、実施期間を変更するというところでございます。

事務局として、特にこの部分は問題ないと考えておまして、特段論点も設定してございませんので、何かもし御意見があればお願いいたします。

○菅部会長 ありがとうございます。本申請の内容については、事務局から特段の論点は示されておませんが、調査実施者から何か補足があればお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 特にございません。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いします。どなたかありますかでしょうか。報告を求める期間の変更です。

よろしいでしょうか。

これは特に問題はないようにも思われますので、時間もありますので、次の議論に入りたいと思います。

次に、審査メモ10ページの(7)集計事項の変更について、事務局から審査状況の御説明をよろしく願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは次に、集計事項の変更という部分でございます。集計事項につきまして、資料1－2の集計表もございますので、そちらも御覧いただきながらと思います。

まず、甲調査につきましては、速報集計では、地域区分（全国、都道府県、市町村）、それから分類事項としましては、産業分類、経営組織、従業者規模別という形で、事業所数、それから従業者数及び売上金額を集計いたしまして、事業所及び企業等に関する集計それぞれで3表の集計表の作成を計画しているということでございます。

次に、確報集計でございますけれども、速報集計よりも更に詳細な地域区分及び分類事項で集計いたしまして、事業所及び企業等に関する集計それぞれで17表の集計表の作成を計画しているというところでございます。

なお、令和6年基礎調査につきましては、調査対象から除外されます雇用者のいない個人経営の事業所及び企業等につきましては、集計の対象外ということになります。

それから、乙調査の部分でございますが、こちらが資料1－2の27ページでございますが、令和元年基礎調査と同様の形で、事業所の活動状態に関する集計や、新規に把握した事業所に関する集計について、それぞれ集計表を作成するというところでございます。

資料2に戻っていただきまして、審査状況でございますけれども、まずアの部分、基本的にこの前記（5）の調査事項を議論いただきましたが、これらにつきましては、事務局として、漏れなく集計されているということは確認しておりますので、おおむね適切と考えております。

イの部分ですが、調査結果の利活用の観点から、集計事項が十分なものとなっているのか、また、基礎調査の結果は、母集団データベースの整備に活用されるということでございますので、その提供開始時期や年次フレームとの関係を確認させていただきたいと思っております。

また、ウでございますけれども、甲調査につきましては、令和元年基礎調査では、事業所の活動状況に関する集計と新規把握事業所・企業に関する集計のみを行ったということでございます。基本的に令和6年基礎調査とは直接的には少し比較ができないような状況となっておりますので、この点、過去の調査結果との違いにつきまして、利用者に対してどのような周知を行うのかなどについても確認したいと思っております。

論点でございますが、まずaとしましては、集計事項について、調査結果の利活用の観点から、十分なものとなっているか。調査対象から除外される雇用者のいない個人経営の事業所及び企業等については、集計対象に含まれないこととなりますが、利活用上の支障はないか。活動調査や集計対象を拡大する経済構造実態調査との関係を含めて、体系的な整備の観点から問題はないかということでございます。

それからbでございますが、甲調査及び乙調査の結果は、母集団データベースにおいて、いつからどのように収録されて、結果が反映された年次フレームはいつから利用可能となるのかということを確認させていただきたいと思っております。

それからcにつきましては、過去の基礎調査及び活動調査との比較に際して、留意点は何か。それから、過去の基礎調査及び活動調査のように、「センサス」との調査名称からは、

全ての事業所・企業を対象とした調査結果との誤解も想定されますので、調査結果の公表の際に、利用者に対してどのような周知を行う予定かということについても確認させていただきたいと思えます。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、各論点について、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 それでは、資料3の12ページ、(7)集計事項の変更というところで回答させていただきます。

まず、論点aへの回答ということで、①集計事項ということでございます。

前回調査(令和元年基礎調査)におきましては、既に説明させていただきましたとおり、既存の事業所は外観での把握のみ、新規に把握した事業所は調査票を配布して基本的事項を把握するという調査方法でしたので、経営組織別や資本金階級別といった詳細な集計は新規把握事業所のみということになってございました。

一方で、今回調査は当然、既存の事業所を含めてかなり幅広く調査をきちんとすることで、地方公共団体からの要望なども踏まえまして、地域別、産業分類別、それから資本金階級別など、詳細に集計を行う予定としてございます。

その下の丸のところそれぞれ具体的な集計の内容を書かせていただいておりますが、下線部分が前回調査で集計していた部分ということでございまして、どの区分におきましても、前回調査よりも更に詳細に集計ができるということになってございます。

あと、その下、なお書きのところでございますが、今回、雇用者のいない個人経営の事業所・企業等につきましては、調査対象にはなっていないということで、このような詳細な表にも基本的にはその部分は含まれないということになります。参考値ということで、令和3年経済センサス-活動調査で得られた数値、雇用者のいない個人経営の部分について、そのようなものを含めた数値を集計して、併せて提供することを予定してございます。

13ページにまいりまして、上の②、論点bへの回答ということで、どのようなタイミングでデータベースへ反映されるかということですが、今回調査の確報が令和7年12月に公表を予定しておりまして、公表した後、速やかにデータベースに格納を行う。現時点でいつということまでは言えませんが、速やかにその後格納を行っていくと考えてございます。

最後に③、論点c、過去の経済センサスとの比較に関する利用者への説明ということでございます。今ここに令和元年基礎調査の甲調査、それから令和3年活動調査の甲調査、そして令和6年基礎調査の甲調査の調査対象範囲の違いを一覧にしたものでございます。基本的に令和元年基礎調査も令和3年活動調査も全事業所を対象と、※印で少し除外する部分はございますが、基本的には全事業所を対象と言っていたところが、今回は雇用者のいない個人経営の事業所部分は除くということで、その部分をきちんと調査対象範囲には書いて説明していくという、つまり雇用者のいない個人経営の事業所を除く全事業所という形できちんと説明をしていきたい。これについては当然、ホームページ等において丁寧に説明をしてまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

○菅部会長 ありがとうございます。

本日、審議協力者として、東京都及び大阪府に御出席をいただいておりますが、都道府県民経済計算の推計における本調査結果の活用可能性の観点から御意見をいただければと存じます。

まずは東京都からお願いします。

○梅澤東京都総務局統計部調整課課長代理 東京都で都民経済計算を担当しております梅澤と申します。よろしく願いいたします。

内閣府が作成されるガイドラインにおいてどのように記載されるかという未確定の部分もございますが、既存事業所も含め集計されること、また、産業小分類、中分類、経営組織別従業者数、うち常用雇用者数の都道府県別表章の集計が行われると伺っておりますので、これまでの県民経済計算の推計方法から考えて、活用可能性が高いものと考えております。

また、通常ですと、令和6年度値につきましては、令和8年度に作成、公表を県民経済計算の方でする予定ですので、令和7年12月の公表であれば、活用可能性が高いものと考えております。

以上となります。

○菅部会長 ありがとうございます。

次に、大阪府からよろしく願いいたします。

○長谷川大阪府総務部統計課分析・利活用促進グループ総括主査

大阪府の長谷川と申します。それでは、私の方からは、変更後の集計項目の府民経済計算への活用可能性について、それと令和6年基礎調査の公表時期が府民経済計算の推計に与える影響の2点について、推計担当者の考えを説明させていただきます。

1点目の活用可能性につきましては、確報集計は、都道府県別産業小分類別の集計事項があるため、既存事業者を含めた従業者数などの活用が考えられます。

細かい話で恐縮ですが、具体的に申し上げますと、生産系列の産出額を全国値案分で推計する場合に、経済センサス - 基礎調査の従業者数を従前より使っておりました。ところが、令和元年基礎調査で既存事業所の従業者数の把握がなかったということで、従前と同じデータがないため、産出額の推計に苦労していたというのが現在の状況です。

そのため、雇用者のいない個人経営が対象外になるとか、売上げを調査することによる回収率の低下の影響などについての検討は必要ですが、既存事業者を含めた従業者数を従前どおり把握できるのであれば、当然、推計に活用するものと考えております。

2点目は、公表時期が府民経済計算の推計に与える影響についてです。5年周期の大規模調査の場合、最新結果が公表されるまでは補外しながら推計に活用しておりますので、この時期までに公表されないと推計に活用できないということはないのですが、何年度の府民経済計算から調査結果を取り込めるかというのが都道府県の関心事になります。

令和6年基礎調査の場合、確報が令和7年12月末に公表とのことですので、令和7年度に作成する令和5年度府民経済計算に取り込めるかどうかは微妙なところなのですが、初めて2020年基準として公表する令和6年度府民経済計算には十分間に合うスケジュー

ールだと考えております。

私からは以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。県民経済計算に関しては、これでよろしいのではないかという意見だったと思われまます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

こういう形で集計いただく。非常に分かりづらい点は、基礎調査は母集団名簿整備のための調査なので、特段何かの分析に使うといった調査ではないのですが、このような形で確報統計は有効に活用されていまして、県民経済計算では全国値を案分する場面がどうしても出てくるので、そのときに従業者数を使っていて、それがとても必要なのだということですので、今回の修正事項に関しては、適切ではないかということで整理させていただきたいと思ひます。

もう一つ、これに関連して、次の審査メモ11ページ、(8)公表の期日の変更について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の11ページ、(8)公表期日の変更の部分でございます。

公表期日につきましては、表4ということで今お示ししておりますが、まず甲調査につきましては、速報が令和7年5月末日までに公表される。それから、確報につきましては、令和7年12月末日までの公表ということでございます。それから、乙調査につきましては、これは毎年実施しておりますけれども、調査実施年翌年の5月末日までということでございます。こちらにつきましては、基本的には活動調査と同じような形の公表期日になっていると認識しております。

審査状況につきまして、令和元年基礎調査と比較しますと、今回の申請では、甲調査の速報、それから乙調査の公表の期日が1か月前倒しということになってございます。当然、公表期日が早くなるということは、利用者に早く調査結果を提供できるということですので、特段問題ないと考えておりますが、1か月前倒しする効果とか、その集計作業のスケジュールに問題がないか、念のために確認したいと思っております。

論点aとしまして、甲調査の速報集計及び乙調査の集計について、ユーザーニーズへの対応などの面で、令和元年基礎調査よりも公表の期日を1か月前倒しする効果は何か。

bとしましては、公表までの作業スケジュールの短縮は、データの集計や確認作業を行う上で問題ないかというところでございます。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 資料3の14ページを御覧いただければと思ひます。

(8)公表の期日の変更ということで、回答の1番目、集計スケジュールについてでございます。

前回の令和元年基礎調査につきましては、ローリング調査という形で、少し段階を追っ

て、令和元年6月から翌年の3月まで、少し期間が長い形で実施したということで、速報の公表が令和2年6月末となってございました。一方で今回の令和6年基礎調査につきましては、前々回の平成26年の基礎調査とか令和3年の活動調査と同様に、実施年の6月1日を調査期日として一時点で行うということでございまして、調査実施から1年以内となる翌年の5月末までに速報を公表する予定で業務を進めていきたいということでございます。

具体的な作業スケジュールは以下を想定しておりますということで、業務スケジュールを記載させていただいてございますが、基本的には、前々回平成26年調査とか令和3年の活動調査でも、調査実施から1年以内に速報を公表できてございますので、特段の支障、問題はないものと考えてございます。

説明は以上となります。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。どなたか、ありますでしょうか。

それでは、私から1つ質問があります。これは、事業所DBへの反映は、確報と同じ、12月に行われるのでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 データベースへの反映は、基本的には確報公表後ということになります。

○菅部会長 確報公表後なのですね。

○中村総務省統計局経済統計課長 はい。確報公表が令和7年12月ですので、具体的には令和8年の年頭というか、その辺りを想定しております。

○菅部会長 令和8年中に反映させて、年次フレームは、令和7年6月1日の年次フレーム。

○中村総務省統計局経済統計課長 この年次フレームは令和6年の年次フレームとして令和6年6月1日現在のものが出ますが、令和7年の年次フレームは、また別途、もう少し先になると思いますが、出していくと。

○菅部会長 そうですか。では、令和8年中に令和6年の6月1日からの……。

○中村総務省統計局経済統計課長 令和8年のなるべく早い時期に出したいと考えています。

○菅部会長 了解です。大体、状況は分かりました。

御意見はありますでしょうか、公表の期日の変更につきまして。

それで、先ほど県民経済計算もこれで間に合うということなので、適切なのではないかと、要するに、名簿にも使えるし、地域統計にも十分間に合うということで、これでよろしいのではないかと思います。

では、そういう形で整理させていただきたいと思います。

以上は今回の変更に関するものでしたが、次に審査メモ11ページ、項番2の前回答申時における「今後の課題」への対応状況についての審議に進みたいと思います。

このうち、②の本調査の在り方を含めた事業所の適切な確認作業の態様の検討については、1回目の部会で審議していただきましたので、これ以外の課題について審議を行いま

す。要するに②のところは除外して議論するということですので、それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の11ページ、一番最後の部分からでございますけれども、前回平成30年8月28日付けの答申における「今後の課題」への対応状況ということでございます。

12ページを御覧いただければと思いますが、当時、課題としては3つございました。

①としまして、まず、「今回の調査結果」は令和元年調査結果の話でございますけれども、「今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、母集団DBの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、本調査の公表後に参考提供することについて検討すること」というのが1点目でございます。

それから2点目は、「母集団DBのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される本調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。ついては、今回調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること」とありました。これは、先ほど菅部会長からもございましたが、前回の部会で既に議論しておりますので、割愛させていただきます。

それから③としましては、「個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること」ということでございます。

審査状況の①の部分でございますけれども、まず①につきましては、総務省は、有識者を交えた形でその作成方法等に係る検討を行いまして、いわゆるレジスター統計というものを、令和元年次情報の集計結果を令和3年6月に、令和2年次情報の集計結果を令和4年3月に統計局ホームページへ掲載されているということで、一定の対応がされているものと考えております。

②は省略させていただきます。

③につきましては、総務省の方で令和元年度に国土交通省から建設業許可事業者名簿のデータ提供を受けたことから、令和3年活動調査の名簿に取り込んだ上で調査を実施し、その結果を母集団データベースに反映して、充実を図っているということでございます。また、更なる今後の活用について、引き続き注視する必要があるのではないかと考えております。

論点としましては、①につきましてはおおむね対応済みと考えておりますが、③につきましては、行政記録情報の活用につきまして、これまでの取組、それから今後の課題という部分につきまして確認させていただければと思っております。

事務局からは以上です。

○菅部会長 それでは、調査実施者から御回答をお願いします。

○中村総務省統計局経済統計課長 それでは、資料3の15ページ、行政記録情報等の活用についてのこれまでの取組、それから更なる活用に向けてということでございます。

回答のところでございますが、事業所母集団データベース整備における行政記録情報の活用という課題につきましては、平成21年の第I期基本計画の中でそのデータベース整備と併せて具体的に盛り込まれたということで、平成21年度から、関係府省の協力をいただきながら、研究会で活用方法の検討・審議を重ねまして、平成24年度から商業・法人登記簿情報、それから労働保険情報に基づく照会業務を本格的に開始したということでございます。

まず、商業・法人登記簿情報からは、全ての法人について設立や解散等の情報を網羅的に把握することができます。労働保険情報からは、労働者を雇用している全ての事業所を把握することができるということで、経常的にこれらの情報を入手し、そして分析するというので、新たに事業を開始または廃業したと考えられる事業所を早期に捉えることが可能となっております。これらの対象の事業所に照会を行いまして、その結果を用いてデータベースの更新を行いまして、データベースの最新化を図っているということでございます。具体的には、新設の事業所はそのレコードを追加して、廃業は削除するというのでございます。ということで、この2つの情報、その登記の情報と労働保険情報でかなりの部分をカバーできるという形になっています。

「これまでの経済センサスにおいては」という「また」書きのところですが、経済センサスにおきましても、直近のデータベースと上記2つの行政記録情報を照合することで、データベースに収録されていない事業所の部分についても名簿に追加する形で調査を実施しているということで、名簿の中にデータベースの最新の年次フレームとか、プラスアルファでこの行政記録情報の部分も反映するような形で調査対象名簿を整備して実施しているということでございます。

総務省といたしまして、引き続きこの登記簿の情報、それから労働保険情報を活用しまして、事業所母集団データベースの最新化を行っていくとともに、その他の行政記録情報について活用できるものがあれば、順次活用を進めてまいりたいということでございます。

この具体的な例としまして、「例えば」ということで、※印のところでございますが、令和元年度に国土交通省から建設業許可事業者名簿の提供を受けることが可能となりましたので、令和3年経済センサス - 活動調査の名簿にその分を取り込んで調査を行いまして、その結果をデータベースに反映しているということで、その他の行政記録情報についても活用できるものがあれば、順次活用を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見をお願いいたします。委員の皆様方、いかがでしょうか。行政記録の利活用等について御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

では、伊藤委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 非常にデータベースの整備が進んできて、その辺は大変感謝しております。行政記録情報の活用はなかなか難しいということはよく分かるのですが、先ほどから議論

に出ている休業とか廃業ということに関しても、やはり、何度も言っていますけれども、税の情報の方からある程度情報をいただけるとかなり正確性が増すと思います。また、今挙げられている建設業の事業者の名簿を活用できるようになったということは、それはそれで非常に重要なのですが、やはり財務省とか国税庁等とも引き続き議論を重ねていただきたいということを、再度強くお願いしたいと思います。

精度はだんだんよくなっているとは思いますが、まだまだ、先ほどの休業・廃業というところをしっかりとるべく高い頻度で捉えることは重要で、名簿の精度が低いと、もう全ての統計の精度が低くなってしまうわけで、非常に重要な部分だと思います。引き続き検討、審議していただきたいというのと、スピード感もできるだけお願いしたいということです。

以上です。

○菅部会長 それでは、実施者の方から、よろしくお願ひいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 御意見ありがとうございます。今、休廃業という話が出ましたけれども、少なくとも廃業に関しては、現在、登記簿の情報、それから労働保険の情報を入手しまして、データベースと突合しまして、その中で廃業の候補は特定できますので、そこに対して照会業務という形で、実際に廃業しているかどうかの確認作業は、現時点で入手している行政記録情報でできる限りのことは行っているということでございます。

それから、休業に関しては、おそらく行政記録情報か何かということはなかなか難しいのではないかなというのが私の感じでございます。やはり休業の把握は非常に課題かなと感じてございます。

税務情報につきましては、従前から御指摘いただいておりますとおり、私どもも十分認識しておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。今回面白いなと思う点は、廃業は大分よく分かった。ただ、休業が少し難しい。行政記録上は難しいので、この辺りを研究していく価値があるのかなということは、よく分かりました。それについては、何か答申に反映させていただいたら、小西臨時委員及び伊藤委員の御意見を反映できたという形になるのではないかと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室長の萩野です。成田臨時委員に少しお伺いしたいのですが、先ほど青色申告のお話がありましたけれども、その情報があると休業は把握できるのでしょうか。

○成田臨時委員 休業は把握できないです。廃業の場合は廃業届というのが出るのでございますけれども、休業はただ休んでいるだけなので、特に何もありません。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ありがとうございます。

○菅部会長 非常に意義があるということだと思います。

それでは、これで基礎調査に関する検討に関しては、十分議論が尽くされたものと思いますので、幾つか御意見は一応いただいて、アドバイスをいただいておりますので、それ

については答申案作成時に反映させていただきたいと思います。

それでは、もう一つ案件がありまして、それについて進めていきたいと思います。ここから経済構造実態調査の審議に入ります。審査メモ13ページ、(1)集計事項の変更及び14ページ、(2)公表の期日の変更について、一括して審議を行いたいと思います。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 では、事務局でございます。資料2の13ページからでございます。ここからは、経済構造実態調査の変更についてということでございます。

今回申請された計画につきましては、令和4年調査の結果公表から、集計事項、それから公表期日の変更を計画しているというものでございます。

まず(1)の集計事項の変更でございますが、個人経営の企業及び事業所について、母集団名簿情報を基に個票単位で推計して全体を集計することにより、経済構造実態調査の集計範囲を拡大するものでございます。

それから(2)が公表の期日の変更でございますが、今申し上げました追加する集計表につきまして、現在は三次公表まで行っておりますが、これは四次公表ということで、調査実施翌々年の3月末までに公表するというものでございます。

具体的な審査状況ですが、まず集計事項の変更につきましてアの部分でございますが、経済構造実態調査は、令和元年に製造業及びサービス産業を調査対象として開始されまして、その後、令和4年調査から調査対象の全産業化により、基準年で5年に一度実施しております活動調査とのシームレス化が図られまして、現在、全産業の法人企業を調査対象とした産業横断調査と、製造業に属する事業所を対象とした製造業事業所調査により実施されているというものでございます。後者の方は、令和4年から工業統計調査が移管されたものでございます。

イの部分でございますが、他方、経済構造実態調査は、現状、調査対象から個人経営の企業及び事業所を除いております。本調査の集計結果にも含まれておりません。今回の変更は、個人経営の企業及び事業所の売上高について、母集団名簿情報を活用して、個票単位で推計し、そして全体を集計することによって、活動調査との一層のシームレス化を図るというものでございます。

ウの部分でございますが、本件申請では、まず調査対象の範囲及び報告者の選定方法について、変更しております。従前、調査対象につきましては、売上高総額の8割、製造業であれば9割としておりましたが、この8割を達成する範囲に含まれる企業（事業所）を全数調査するとしておりましたが、変更後は、調査対象の範囲を5年に一度の経済センサス・活動調査と同じとした上で、その中から売上高総額の8割あるいは製造業であれば9割を達成する範囲に含まれる企業（事業所）を有意抽出によって選定するという調査計画の変更がございます。

ただ、(注)にもございますが、実際、調査計画の記載ぶりは変更されるのですけれども、調査方法に実質的な変更はないということでございます。

それから、「また」の部分でございますが、集計事項につきましては、令和4年調査から四次公表結果として、個人経営企業を含む集計表を追加するということになってござい

す。調査対象以外の集計方法につきましては、次のページでございますけれども、母集団名簿の作成時点の情報を活用して、個票単位で推計、いわゆる横置きをするという形で全体集計をいたします。ですので、個人経営の企業のデータにつきましては、基本的には直近の活動調査あるいは基礎調査の結果を据え置くという形になります。

エの部分でございますけれども、これにつきましては、経済構造実態調査の調査対象外となっている個人経営の企業及び事業所を集計範囲に追加するというので、それを基幹統計として提供するということになりますので、その意義について確認したいと思っております。

論点のところになります。まず a としましては、集計範囲が拡大される個人企業のデータは、当分の間、令和 6 年の基礎調査、それから令和 3 年の活動調査の結果が据え置かれることとなりますが、本集計結果について、どのような利活用が想定されているのか。ユーザーのニーズから見て、集計範囲の拡大は適当か。集計方法の改善等の予定はあるかという部分です。

それから b につきましては、調査対象としていない個人経営の企業及び事業所に係る集計は、別途参考表や試算のような形で公表することも考えられますが、基幹統計の一部に組み込んで公表する意義は何か。基幹統計は「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」あるいは「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」ということでもありますので、このようなことに照らして、適当かどうかというところがございます。

それから c としましては、本調査の調査対象としていない個人経営の企業及び事業所の集計方法について、ユーザーに対してはどのように周知する予定かという部分でございます。

続きまして、(2) 公表の期日の変更の部分でございます。審査状況のところでございますけれども、現在、経済構造実態調査の公表につきましては、先ほど申し上げました三次公表まで行っておりますが、今回追加される個人経営の部分につきましては、表 4 のとおり四次公表という形で、この黄色の部分が追加されるというところがございます。

次ページのイの部分に参りますが、これにつきましては、集計事項の追加に伴うものですので、特段問題はないと考えておりますけれども、期日について、利活用の観点から支障はないかということで確認させていただきたいと思っております。

論点としましては、個人経営を含む集計表につきましては、公表時期を調査実施翌々年の 3 月末とした理由は何か。また、利活用の観点から支障はないかという点でございます。

以上です。

○菅部会長 それでは、各論点について、調査実施者から御回答をお願いします。

○中村総務省統計局経済統計課長 調査実施者から説明させていただきます。

まず、審議の中身に入る前に、申請の資料に少し誤りがございまして、その点についてこの場で御報告させていただきたいと思っております。

今回の申請で追加させていただきましたこの四次公表の結果につきましては、これは、経済センサスの活動調査とより一層シームレスな形ということで、個人企業部分も含めて

全体のマクロの売上高を提供したいという趣旨で追加するということでして、細かいクロス表、これは具体的には経営組織の部分なのですが、ここの部分を表章するというを想定していなかったのですが、資料の準備の段階でここに少し不要なものが入ってしまっておりまして、そのまま申請してしまっただけということで、今回、説明資料を作成するに当たりまして、改めて確認しまして誤りに気付いたということで、このたびは不完全な資料で申請してしまっただけということ、お詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。ということで、こちらの「正」という正しい方のベースで説明をさせていただければと思います。

資料3の16ページに戻りまして、この集計事項の変更の回答というところでございます。論点は3点ございますが、まとめて回答させていただきます。

まず、経済構造実態調査は毎年実施してございますが、この目的は、経済センサス - 活動調査の中間年、実施していない年に経済構造統計を作成するというところでございます。

GDPの約9割を占めます製造業とサービス産業を調査対象として、2019年に調査を創設いたしまして以降、2022年の調査で調査対象の全産業化、それから、サービス部分でございますが、生産物分類を導入したということで、活動調査とのシームレス化が徐々に図られてきたというのが現状でございます。

今回、この個人経営部分、個人経営の企業及び事業所の部分を集計体系に加えることで、経営組織の面でも活動調査と同じ範囲でのデータを毎年提供することが可能となるということで、より一層シームレス化が達成されると考えてございます。これによりまして、経済構造実態調査単独での利活用の充実に加えまして、活動調査との連動性、連携が更に向上して、基幹統計としての経済構造統計体系全体として、従前以上に国、地方の産業政策への活用とか、SNA体系への活用などが期待されるかと思っております。それから、産業界や学界等においても積極的に御活用いただけるように、調査結果の周知にも取り組んでいきたいと考えてございます。

「なお」というところ、集計方法でございますが、今回作成する集計方法としては、まずは母集団名簿作成時点の個人経営の企業及び事業所の売上高を個票単位でそのまま活用して全体を集計するというを想定してございます。この部分、何らかの推計することも考えられるのですが、個人経営の企業及び事業所は売上高の変動がかなり大きくて、推計手法を確立することがなかなか難しいといった面もあり、この辺りにつきましては引き続き研究を行ってまいりたいと考えてございます。

経済構造実態調査の集計方法につきましては、17ページの上のところにて現時点のホームページでの概念図というのを一応示しておりますが、この17ページの上の図が分かりやすいかということ、なかなかこれで分かるかなということもございまして、この概念図の更新・充実も含めまして、引き続きこれは丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。

あとは、18ページ目に参りまして、(2)の公表の期日の変更というところでございます。

今回、四次集計の公表期日を調査実施翌々年の3月末としてございます。この時期につきましては、当然、内部の集計作業に要する期間を勘案して設定しているということでございますが、利活用の観点から言えば、基準年調査である活動調査と同等の集計表が出るのが大体翌々年の6月ということで、それよりは早いということで、特段の支障はないも

のと承知してございます。

この部分につきましては、今、初回は少し時間がかかってしまうかもしれませんが、慣れてくれば、もう少し早く出すことも可能かと思っておりますので、引き続き、早く集計できるようにすれば、早期提供も含めて考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○**菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対して、御質問、御意見をお願いいたします。

少し私から最初に。申請の訂正は、手続上どういう形になるのですか。訂正したものを再度統計委員会に出すのですか。よろしくをお願いします。

○**永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官** 今回、申請した資料自体が少し誤っていたというお話で、本日の部会でこのようなお申出がございましたので、部会の資料は差し替えをさせていただいて、最終的な承認に際しては、その訂正を条件に総務大臣が承認するという形にしたいと思っております。

○**菅部会長** 分かりました。手続はよく分かりました。

それでは、御意見、御質問がありましたら、よろしくをお願いいたします。

どうぞ、松村委員、よろしくをお願いいたします。

○**松村委員** 御説明ありがとうございました。シームレス化に向けた努力はユーザーにとっては利活用上、非常にありがたいことだと思います。大変かもしれませんが、引き続き御努力いただければと思います。

1点、基本的な質問なのですが、個人事業主のところは、今回入れるのだけれども、横置きにすると書いてあります。横置きというのは、要はレベルの横置きで、伸び率の横置きではないということでしょうか。というのも、17ページの絵を見たときに、調査対象外企業のところは、②には「過去値に伸び率を乗じる」と書いてあるので教えていただければと思います。

○**樽松総務省統計局経済統計課課長補佐** 御質問いただき、ありがとうございます。個人企業の推計方法につきましては、正におっしゃっていただいたとおり、水準を横置きしていくということでございます。

17ページ目にお示ししてあります資料につきましては、現在、産業横断調査では法人企業のみを対象として調査しておりまして、法人に対する推計方法はこちらですという資料でございます。

○**松村委員** そうですか。分かりました。もう少し分かりやすくしていただき、誤解がないようにした方が良いのではないのかと思いました。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官** ありがとうございます。これは、現在ホームページで説明しているものであって、今度、これに個人企業を含める形で修正して、もう少し分かりやすくするという趣旨だと思います。

○**樽松総務省統計局経済統計課課長補佐** はい。

○**菅部会長** 次に、伊藤委員が挙手なさっていらっしゃいますが、伊藤委員、よろしくをお願いいたします。

○**伊藤委員** どうもありがとうございます。1点目は、今の横置きで伸ばすというお話で、

御説明があったように、なかなか設計が難しいということは理解できるのですけれども、伸び率で伸ばせれば、その方がより良いのではないかと思います。研究されていくということでしたので、引き続きお願いしたいと思います。それが1点目です。

もう1点は公表についてなのですけれども、結局、個人経営の企業を入れないものと、それを合算したものと2つ出るという理解なのですが、それで良いでしょうかということ。また、最近e-Statなどもいろいろと機能が使いやすくなってきたなどは感じていますが、個人企業を入れない場合の推計結果というのが、同じ定義で時系列で抽出できるような形で公表されるという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○樽松総務省統計局経済統計課課長補佐 御質問いただき、ありがとうございました。

1点目につきましては、今あります一次から三次につきましては、これまでどおり、法人企業のみを公表することとしております。四次公表、今回新しく集計する部分につきましては、法人企業、個人企業を合わせた合算値を公表することとしております。

2点目につきましては、引き続きe-Stat等で、利用上の注意等で、四次集計については個人を含むということだったり、あとは一次から三次につきましては法人企業のみだったり、引き続きユーザーにとって分かりやすい形で情報を提供していきたいと考えております。

私からは以上です。

○菅部会長 今の御回答でよろしいでしょうか、伊藤委員。

○伊藤委員 すみません。1点目は、取りあえず伸び率とかを考えずに単に加算するような形というので仕方がないのかなと思うのですけれども、伸び率の方が望ましいのではないかなと思いますので、研究をしっかりと重ねていただきたいというのが1点目だったわけです。

2点目の質問は、e-Statに注意書きを書くというだけの話ではなくて、ユーザーが同じ定義で時系列のデータを抽出することができる形にしていきたいという話なのですけれども、すみません。

○中村総務省統計局経済統計課長 よろしいですか。すみません、少し私の方から説明を再度させていただきます。

まず1点目、その御指摘は分かります。要は、横置きではなく、何らか、例えば伸び率とか、少し推計の方法を個人部分について当然これから研究を行ってまいりたいと考えてございます。それはおっしゃるとおり、研究していきます。

それから2点目につきましては、時系列比較ということなのですが、実は経済構造実態調査は、全産業化して調査を初めて実施したのが2022年でございまして、そもそものところを言えば、まだこの発射台が2022年ということにして、これから当然ここをベースに毎年、時系列比較が可能な同じ定義で同じ調査で行っていきますので、これからそれが整っていくということになりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

○伊藤委員 ありがとうございます。その確認をした後で、時系列でデータを取るに当たっての使い勝手というのも今後より向上していただけると良いと思っていますので、よろしくをお願いします。

○菅部会長 今回の時系列比較というのは大変重要でして、こここのところずっと統計改革が進んでいて、事実上、時系列比較が不可能な状態が10年近く続いていて、そろそろもうやめた方が良いというレベルに来ているのです。ただ、そうはいつでもいろいろな要求があるので、変えてしまうと、また次に時系列で比較できるのは10年後という感じになってしまうので、そここのところは悩ましいところだと思います。

また、この経済構造実態調査は、最終段階にほぼ来ていまして、要するに、当面の目的は年次SUTの推計だったのですが、それもまだこれからの話なので、それによってまた個人企業のところはどうすべきかということは、私の個人的な見解としては、これでも良いのかなという気もしています。つまり、年次SUTを推計するのだったら、横置きでも全然問題ないようなにも思えます。その辺り、今後の研究が必要なのではないかなと思います。

議論も大分尽きてきましたので、大体こういう形で整理させていただけたらと思います。

以上が今回の変更に関するものでしたが、次に審査メモの15ページ、項番2の前回答申及び承認時における「今後の課題」への対応状況について、審議に進みます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の15ページでございます。前回令和3年6月の答申におきまして、以下の2つの事項が指摘されているというところでございます。

まず1つが、「支払利息」についてでございます。「支払利息」については、その利活用状況や活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこととされております。これにつきましては、令和3年のときは経済構造実態調査の審議だったわけですが、その前段階として、令和3年の経済センサス-活動調査の議論の中で、この「支払利息」について、調査事項から落としたという経緯がございました。ただ、本当にそれを落として良いのか、利活用の可能性があるのではないかという御指摘も委員会からありまして、その見直しについて、活動調査の方でも検討課題とされているところでございます。経済構造実態調査では、「支払利息」という調査事項自体は残っているわけですが、活動調査との関係でその推計方法について見直しを行うことという課題だったと聞いております。

審査状況につきましては、現在、総務省の方で、前回の令和3年の答申後、初の調査となる令和4年調査結果の集計、正に全産業化をされて今回初めて集計が行われるということで、その集計を今実施されているということでございます。

また、提示された課題につきましても、調査結果公表後の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況は、今後また令和8年の活動調査に向けた検討が行われると思いますので、それを踏まえつつ、適切に対応されたいということでございます。そのような意味におきまして、事務局としても、ここにつきましては引き続き状況を注視するということになる

かと考えております。

それから、(2)の調査事項の検討について、本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、「経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について一支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性一」というものなのですが、この指摘に留意することとなっております。

これですけれども、今の支払利息の件は、正に令和3年6月の答申の課題として明記されているわけですが、その当時、令和3年6月30日の委員会で答申が出された際に、答申案の参考資料として、当時の産業統計部会長、それからサービス統計・企業統計部会長の連名で出された資料ということで、ここに記載しております「経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について」という参考資料が出されていたということがございます。

この中には何が書いてあったかといいますと、先ほど申し上げました支払利息について引き続き検討をということと、もう一つは電子商取引の実態把握の必要性ということが部会の方で指摘されまして、この中では、諸外国の状況も含めて、電子商取引の実態把握について研究を進めることが重要であるという御指摘をいただいていたということでございます。

これを踏まえ、審査状況の方を御覧いただきますと、総務省では、電子商取引の実態把握について、現在、統計委員会担当室の方で「デジタルイゼーションの統計的把握に関する調査研究」というものが実施されておりまして、近々にその結果が出されるとは聞いております。そのようなものを踏まえて、統計局の方では適切に今後検討していきたいということでございますので、我々としても引き続き状況を注視する必要があるのかと考えます。

この調査研究の結果につきましては、この部会でも御報告させていただく機会を設けたいと思っておりますのでございます。

以上、論点につきましては今のような状況で、この経済構造実態調査だけではなかなか対応しきれない部分でございますので、引き続き注視とさせていただいており、特段論点は設定しておりませんが、委員の皆様方から何か御意見がございましたら、よろしく願います。

以上でございます。

○菅部会長 本件については、事務局から特段の論点は示されておりませんが、調査実施者から何か補足はありますか。

○中村総務省統計局経済統計課長 特段ございません。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見を願います。成田臨時委員、挙手されていらっしゃいます。よろしく願います。

○成田臨時委員 前回令和3年度に委員会に参加させていただいたときに、委員の方から、支払利息をカットすることについては反対の方が何名かいらっしゃったと記憶しております。その際に、一般企業はどうかということで、支払利息については有価証券報告書では一般的に別掲しているの、調査報告書に書くのに全く事務上の負担はないと私は発言さ

せていただいております。

また、個人の方についても、一般的に借入金が多い方は、もちろん総勘定元帳等で把握していらっしゃるのので、報告者の負担はないということで、前回発言させていただいているので、統計の先生方が、支払利息が必要であれば、それは入れた方がよろしいのではないかというのが私の意見です。よろしくをお願いします。

○菅部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ありますでしょうか。

補足しますと、今どうしてこうなってしまったかということ、SNAの方で、支払利息ではなくてF I S I Mに移行してしまったということがあります。F I S I Mは支払利息ではないのです。そうすると、経済学と言ったら良いのですかね、マクロ経済学を使う分析にはまず使う可能性がないということから削除する、つまり調査上の問題はあまりないのだけれども、経済学者は使わないはずだという話だったのだと思うのです。挙手なさっていらっしゃいますけれども、よろしくお願ひいたします。

○小西臨時委員 小西ですけれども、大丈夫ですか。

○菅部会長 はい。どうぞ。

○小西臨時委員 これは、支払利息の項目については削除して、電子商取引の実態把握は、KKJに調査項目として加えることを含めてこれから検討を始めるという理解でよろしいですか。

○菅部会長 これに関しては、支払利息については何も決まっていないのです。まだ集計も出されていないので、集計が出されて、それから議論が始まるという話で、電子商取引については、今、統計委員会担当室が検討なさっていらっしゃるのので、それを踏まえて議論が始まる。

○小西臨時委員 将来的に調査事項として、どの様に取り扱うかの議論が始まるという理解でよろしいのですか。

○菅部会長 あるいはどういう形で把握するかも含めて、つまり、そもそもKKJでやるべきかどうかということも含めて、これは今後議論されるということなのです。

○小西臨時委員 デジタルは今、調査項目にないから項目になるでしょうから、増えれば良いのでしょうかけれども、支払利息についてはどういう形になるかは分からないので、経済学者だけをユーザーとせずに、会計の方とか経営の方とかを含めて幅広い方にヒアリングなどをしていただけると良いかなと思います。

以上です。

○菅部会長 問題は、今、経済構造実態調査がかなりヘビーな調査になってしまって、経済センサスより重たい調査になってしまっているのです。かなり重量級の調査で、これに電子商取引を載せて支払利息も維持するとなると、ウルトラヘビー級になってきているのです。だから、どこを軽くするかということはもうぎりぎりの選択になっていて、これがないと何もできませんというレベルの調査事項かという議論だと思います。

電子商取引に関しては、これに載せることはもうかなりきつい。つまり、もうウルトラヘビーになりそうだというのがおそらく議論の中にあるのではないかと思います、それ

については今後の議論を待つということになるのではないかなと思います。

ほかに御意見はありますか。

○伊藤委員 すみません、伊藤です。ごめんなさい、一言だけ。支払利息についてなのですが、SNAの推計にはあまり要らなくなったということかとは思いますが、例えば個票で分析して、その企業の財務状況等を分析するようなどときには、使うケースもあるのではないかと思います。先ほども今検討中ということだったので、まだ結論は出ていないのだと思いますけれども、個票を分析するという状況も想定してというか、SNAだけのためではないということも念頭において、少し慎重に検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○菅部会長 これはまた今後議論されていくわけです。難しい点は、経済構造実態調査は財務状況の分析ができないのです。法人企業統計調査だと、貸借対照表と損益計算書があるので、財務状況の分析ができるのですが、こちらは貸借対照表がそもそもないので、財務状況がそもそも分からない調査なのです。取りあえず、こういう形で議論をしていくわけです。今後の議論という形で整理させていただけたらと思います。

本日の議論は大体できたのではないかなと思うのですが、それではほぼ予定した時刻になりますので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

第3回の部会では、本日の部会で出された宿題に関する回答を踏まえた審議を行うとともに、残りの事項について審議を行い、答申案の方向性について議論したいと思います。

また、本日の部会での審議の様様につきましては、4月の統計委員会において、私の方から御報告させていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 本日も御審議ありがとうございました。次回の部会は、5月19日金曜日の10時から開催いたします。次回もウェブ開催を予定しております。なお、本日の部会審議の内容について、追加で御質問やお気づきの点等ございましたら、4月27日木曜日の12時までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録については、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、以上で本日の部会を終了したいと思います。皆様、どうも御協力ありがとうございました。